監査公表第8号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月11日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史 糸魚川市監査委員 渡邉 重雄

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象

生涯学習課、文化振興課、財政課、こども課 (主な調査事項は「監査対象一覧」のとおり)

3 監査の実施日

令和2年2月20日、令和2年2月21日

4 監査の方法

令和元年度の市の財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。

監 査 対 象 一 覧

課名 (実施日)	主な調査事項
	・成人教育事業の支出事務
	・図書館資料整備事業の支出事務
生涯学習課	・体育団体等支援事業の支出事務
(2月20日)	・課所管施設(指定管理を除く。)における自動販売機の設置
	に係る収入事務
	・市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
	・博物館商品売上金の収入事務
	・文化活動奨励事業の支出事務
	・長者ケ原考古館管理運営事業の支出事務
文化振興課	・鑑賞推進事業の支出事務
(2月20日)	・博物館総務諸費(16節原材料費)の支出事務
	・課所管施設(指定管理を除く。)における自動販売機の設置
	に係る収入事務
	・市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
財政課 (2月21日)	・財産貸付収入(土地・建物)の収入事務
	・一般管理費(財政課)の支出事務
	・普通財産管理費の支出事務
	・各課所管施設(指定管理を除く。)における自動販売機の設
	置に係る収入事務
	・一時保育事業保育料の収入事務
	・休日お助け保育事業の支出事務
こども課	・児童館総務諸費の支出事務
(2月21日)	・親子の絆応援事業の支出事務
	・高校を核とした地域人材育成事業の支出事務
	・市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務